

個人再生手続の利用について

盛岡地方裁判所第2民事部

裁判所の窓口では、手続の説明は行いますが、それを超えて「どの手続を選べばよいか」とか「この手続を利用した場合、実際にいくら返済すればよいか」というような具体的な内容の質問にはお答えできませんのでご了承ください。

このような内容についてのご相談は、弁護士又は司法書士への相談（あるいは弁護士会の法律相談センターの利用）をお勧めします。

1 手続の概要について

個人再生手続とは、借金などの返済ができなくなった人が、全債権者に対する返済総額を少なくし、その少なくなった後の金額を原則3年間で分割返済するという再生計画を自分自身で立て、裁判所が債権者の意見を聴いた上でそれを認めると、その計画どおりの返済をすることによって、残りの借金などが免除されるという手続です。

2 手続の種類について

個人再生手続には、次の2種類があります。

A 小規模個人再生手続

主に、個人商店主や小規模な事業を営んでいる人などを対象とした手続です。利用するためには、次の条件がそろっていることが必要です。

借金などの総額（住宅ローンを除く）が5,000万円以下であること
将来にわたり継続的な収入があること

B 給与所得者等再生手続

主に、サラリーマンを対象とした手続です。

利用するためには、Aの条件にプラスして次の条件が必要になります。

収入などが給料で、その金額が安定していること

3 住宅ローンの特則について

サラ金等への借金などの他に住宅ローン債務もある人については、小規模個人再生手続、又は給与所得者等再生手続の申立てをする際に、住宅ローンについての特約を希望する旨付け加えることができます。

ただし、この住宅ローンについての返済総額は、他の借金などのように少なくすることはできません。

この特約を利用する場合には、申立前に銀行などの住宅ローン債権者と打ち合わせをする必要があります。

4 裁判所に納めなければならない手続費用について

A	代理人弁護士付きの場合	約 34,000 円
	収入印紙	10,000 円
	郵便切手	約 4,000 円 (債権者10名と仮定した場合)
	現金 (予納金)	20,000 円
B	代理人弁護士付きでない場合	約 214,000 円
	収入印紙	10,000 円
	郵便切手	約 4,000 円 (債権者10名と仮定した場合)
	現金 (予納金)	200,000 円 (個人再生委員報酬含む)

債権者の数が多い場合や住宅ローン特則を利用する場合など、事件によって多少増減していただくことがあります。

5 申立書類について

申立てにあたって必要な主な書類は、次のとおりです。

申立書

債権者一覧表

添付書類 (陳述書, 源泉徴収票, 所得・課税証明書, 給与明細書, 財産目録, 戸籍謄本, 住民票など)

6 最低弁済額について

債権者に対して、手続上最低限支払わなければならない金額は次のとおりです。

A **小規模個人再生手続の場合**

(一応の目安)

借金の総額(住宅ローンを除く)が	
100万円未満の人	総額全部
100万円以上 500万円未満の人	100万円
500万円以上 1500万円未満の人	総額の1/5
1500万円以上 3000万円以下の人	300万円
3000万円を超え 5000万円以下の人	総額の1/10

(注意) 処分できる財産がある場合には、上記の表により算出した金額と財産を処分して得られる金額を比較して、多い方の金額

B **給与所得者等再生手続の場合**

Aで算出した金額と、自分の可処分所得額(自分の収入の合計から税金や最低生活費などを差し引いた金額)の2年分の金額を比較して、多い方の金額住宅ローンの特則を利用した場合、住宅ローンは、上記の支払と別枠で支払を続ける必要があります。

7 個人再生委員について

個人再生委員は、裁判所が選任する公平中立な機関で、主に次の職務を行います。当裁判所では、原則的に代理人弁護士付きでない事件で選任する扱いです。

A 申立人の財産及び収入の調査をすること

B 申立人が作成する再生計画案について、申立人に対し必要な助言を行うこと

8 手続の流れについて

別紙「手続の流れ図」記載のとおりです。

申立人は、これらの手続を自分の努力により、かつ裁判所が定めた期間内に行わなければいけません。それができない場合には、手続が終了してしまい、それまでの手続や費用がすべて無駄になる場合もありますので、ご注意ください。

さらに、公平誠実に対処し、積極的に自分の財産状況などの情報を債権者に提供しなければいけません。

なお、返済期間中に返済ができなくなると、再生計画が取り消され、元の借金など全額を支払う義務が復活する場合があります。

9 最後に

個人再生手続は、これまでの説明どおり、申立人が自分で主体的に手続を進めなければいけません。それができない場合には、上記 8 にあるような結果に終わることにもなりかねません。決して安易な手続ではありませんから、申立てをする場合には、なるべく法律の専門家である弁護士又は司法書士を依頼することをお勧めします。少なくとも、個人再生手続、破産、調停、任意整理など各種の負債整理手続のうち、自分がどれを利用するのが適切なのかについて、ぜひ弁護士又は司法書士に相談するのがよいと思われます。

(別紙)

手続の流れ図

